審査基準整理票

処 分 名	(長期優良住宅建築等計画認定) 地位の承継	
根拠法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(条項)10条	
基準法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 施行規則 (条項) 12条	
所 管 部 署	都市計画 部 建築指導 課 審査	係
標準処理期間	7日 法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【長期優良住宅の普及の促進に関する法律、認定手続き等の手引き】		
• 掲	載図書等【 大津市ホームページ]
・内	容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載	

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書 等の縦覧をもって代えることができる。